

Japan
Society
for
Disaster
Recovery
and
Revitalization

日本災害復興学会 発足記念大会プログラム

CONTENTS

2008年1月13日(日)・14日(月・祝)
開催校／関西学院大学 西宮上ヶ原キャンパス

ごあいさつ	P.1~2
プログラム	P.3~5
日本災害復興学会の立ち上げに当たって	P.6
日本災害復興学会会則	P.6~9
キャンパスマップ	P.10

GREETING

ごあいさつ

Japan
Society
for
Disaster
Recovery
and
Revitalization



Kojiro Miyahara

日本災害復興学会発足記念大会委員長
関西学院大学災害復興制度研究所所長

宮原 浩二郎

今後も災害復興研究の充実と
発展にささやかながら貢献

災害列島、日本。地震、台風をはじめ、毎年のように大きな災害が襲ってきます。自然災害では、いつでも、どこでも、どんな人でも被害を受ける可能性があり、これに対処するには社会全体の取り組みが欠かせません。その際、災害発生時の被害を少なくするための「防災」だけでなく、その後の被災者の生活や住宅、被災地コミュニティの再生という、何年にもおよぶ「復興」をどう成し遂げるかが大きな課題となっています。これは高齢化、過疎化、格差拡大が深刻化するなかで、本当の意味の「成熟した社会」を模索していくことでもあります。日本災害復興学会の発足はそのための大きな一歩となるでしょう。

関西学院大学災害復興制度研究所は、阪神淡路大震災十周年を期に設立されました。災害からの「復興」に焦点をしづり、関連分野の研究者、各被災地の自治体やNPO・NGO関係者、法曹やメディアをはじめとする専門家の方々などのご協力のもと、研究と情報発信の活動に携わって参りました。今回の日本災害復興学会の立ち上げに際して、事務局として準備に携わることができたことを光栄に感じております。まだまだ不十分なところもあるかとは存じますが、今後も災害復興研究の充実と発展にささやかながら貢献させて頂きたいと考えております。

本日の記念大会のためにご協力を頂きました関係者の皆様に、心より厚く御礼を申し上げます。



Yoshiteru Murosaki

日本災害復興学会準備委員会委員長
総務省消防庁消防研究センター所長

室崎 益輝

いろんな意見の衝突によって 新しい価値を創造していく

災害復興学会が、なぜ必要なのか。私は三つの視点からとらえないといけないと思っています。一つ目は言うまでもなく阪神・淡路大震災や新潟県中越地震の教訓を文化にするということです。復興してよかったですとか悪かったとか、議論しているだけでなく、社会の文化として定着させることです。

二つ目には、今後大災害の時代を迎えます。その復興のプロセスで、格差の拡大など現代社会のひずみが大きく表面化してくる。そこを乗り切るための知恵を求める。巨大災害に備える仕組みをつくる。その視点が必要だということです。

三つ目、これが一番大切なですが、災害復興というのは、単に災害対策だけではない。災害復興には、日本の国のあり方、社会の仕組みそのものの根幹に係る問題が凝縮している。災害復興を通じて、日本の社会のあり方を考えいかなければいけないということです。

では、どんな課題をここで議論していくのか。私は三つの総合化という視点でしっかり課題を整理しておく必要があると思っています。

まず、人の復興、こころの復興、コミュニティの復興など、それぞれの復興課題を、どう総合化するかが、一つ目の大きな課題だろうと思っています。

二つ目は、どういう社会を設計するのか、あるいはどういうまちをつくり上げるのかというデザイン論、その目標に向けて、どういう形で復興を進めていくのかという運動論、そして文化の基礎をなす仕組みづくりの制度論というものを有機的に総合していく視点が必要だということです。

三つ目は、復興は予防につながっていないといけないということです。復興法と予防法と救助法があって、その三本柱で災害対策基本法を抜本的に改正すべきだというのが私の意見です。復興の行きつく先は、まさに社会のあり方です。要するに、非常時を考えて日常時を正す。予防、つまり災害が起きないような社会をどうつくるかというところにつながっていないと、復興の議論というのは意味を持たないと思います。まさに、予防と復興の総合化をどう図るかが、学会の中心的なテーマになると思っているところです。

最後に少し進め方について私なりに思っているところを申し上げたいと思います。基本は、社会のあり方を変えていく大きなチャレンジだと申し上げましたけれど、何か大学の先生がやるのがこの学問だというような考え方では、誤った既存の古いフレームであります。基本的には学び合い、真理を探求するというのは、あらゆる立場、あらゆる場面からどんどん問題が出てこないといけない。復興の問題というのは、まさに現場で一番困っている人の声が基礎になります。復興の問題を学び合いたいという、すべての人が集まる。いろんな分野、いろんな考え方、いろんな発想法の人たちが集まらないと、復興の理論というのは深まらないんだ。会員を増やすために、あなたも入ってくださいということではなくて、まさにその多様な、それから多才な、あるいはいろんな局面、いろんな経験をした人の、そのすべての知恵が集約する。それが本当の意味の学会だということです。いわゆる既存の学会のイメージを、根本から変えないといけない。議論をいろいろな形で闇わせる。異分野、いろんな意見の衝突によって新しい価値を創造していくという学会にしていきたいと思いますので、ぜひご協力をいただきたい。

(2007年1月14日、日本災害復興学会準備フォーラムでの発言から)

PROGRAM

プログラム

2008.1.13

会場：関西学院大学B号館(10ページ・地図3番)
101号室(大会)、102号室(拡大理事会)

■拡大理事会(午前10時30分～正午)

役員承認、会員承認、予算・決算、事業計画

■大会(午後1時30分～5時30分)

■総会(午後1時30分～2時)

- 開会挨拶 大会委員長 宮原浩二郎 関西学院大学災害復興制度研究所所長
○総会議長 室崎 益輝 総務省消防庁消防研究センター所長

----- 休憩(午後2時～2時15分) -----

■学会(午後2時15分～5時30分)

- 受け入れ校歓迎挨拶 平松 一夫 関西学院大学学長
○特別顧問挨拶 貝原 俊民 財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構理事長
(元兵庫県知事)
○学会設立にいたる経過説明 (午後2時30分～2時45分)
　　山中 茂樹 関西学院大学災害復興制度研究所教授
○学術記念講演(午後2時45分～4時)
　　演題「我が国の災害復興の経緯と課題」
　　熊谷 良雄 筑波大学特任教授
○災害復興へのアプローチ(午後4時～5時30分)
　　渥美 公秀 復興デザイン研究会代表(大阪大学大学院准教授) 復興デザイン研究会の役割
　　永井 幸寿 日弁連災害復興支援委員会委員長 復興と法制度研究
　　村井 雅清 被災地NGO協働センター代表 復興と運動現場

※この事業は「財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構」と
「ひょうご安全の日推進県民会議」の助成を受けて実施しています。



防災マスコット はばタン
ひょうご防災アクション 2007～2009

■懇親会(午後6時30分～8時)

会場:関西学院会館光の間(10ページ地図・2番)

2008.1.14

■復興デザイン研究会総会&被災地交流集会(午前10時～正午)

会 場：関西学院大学B号館104号室(10ページ地図・3番)
主 催：関西学院大学灾害復興制度研究所
協 力：日本災害復興学会・復興デザイン研究会

■学会発足記念シンポジウム(午後1時～4時)

会 場：関西学院会館レセプションホール(10ページ地図・2番)
主 催：関西学院大学灾害復興制度研究所
協 力：日本災害復興学会
後 援：朝日新聞社

■基調講演(午後1時～2時)

演 題「災害復興におけるミスト・オボチュニティーズ」
高坂 健次(こうさか・けんじ)
関西学院大学社会学部教授

■シンポジウム(午後2時15分～午後4時)

テーマ「格差時代の復興戦略を問う」

▼パネリスト(50音順)
泉田 裕彦(いずみだ・ひろひこ)
新潟県知事
井戸 敏三(いど・としざう)
兵庫県知事
大桃美代子(おおもも・みよこ)
タレント、魚沼特使
梶 文秋(かじ・ふみあき)
輪島市長
▼コーディネーター
室崎 益輝(むろさき・よしてる)
総務省消防庁消防研究センター所長

■役員会(午後4時～4時30分)

会場：関西学院会館翼の間(10ページ地図・2番)
○大会・企画委員会 ○広報・デジタル委員会 ○学術誌編集委員会

Keynote Speech

基調講演



高坂 健次 関西学院大学社会学部教授

(こうさか・けんじ) 1944年生まれ。関西学院大学社会学部卒。同大学院社会学研究科修士課程修了。大阪大学大学院文学研究科博士課程中退。米ピツバーグ大学大学院博士課程修了。元アジア太平洋社会学会会長。主著に「社会学におけるフォーマル・セオリー」(ハーベスト社)ほか。03年度より関西学院大学21世紀COEプログラム「人類の幸福に資する社会調査」の拠点リーダー。理論社会学、数理社会学専攻。

Kenji Kosaka

Panelist

パネリスト(50音順)



泉田 裕彦 新潟県知事

Hirohiko Izumida

(いずみだ・ひろひこ) 1962年生まれ。1987年、通商産業省入省。資源エネルギー庁石炭部計画課、中小企業庁小規模企業政策課、ブリティッシュ・コロンビア大学客員研究員、資源エネルギー庁石油部精製課総括班長、産業基盤整備基金総務課長、国土交通省貨物流通システム高度化推進調整官など歴任。2004年、新潟県知事初当選。新潟県加茂市出身。



井戸 敏三 兵庫県知事

Toshizo Ido

(いど・としそう) 1945年生まれ。1968年、自治省入省。鳥取県、佐賀県、宮城県、静岡県、国土庁土地局、自治省税務局を経て、運輸省航空局、自治省行政局、財政局、大臣官房各課長、自治大臣官房審議官などを歴任。1996年から兵庫県副知事を2期務めたあと、2001年、兵庫県知事に初当選。現在2期目。著書に「隨筆集 新一步いっぽ」など。兵庫県たつの市新宮町出身。



大桃 美代子 タレント、魚沼特使

Miyoko Omomo

(おおもも・みよこ) 情報番組をはじめ、料理、クイズ、バラエティと幅広い分野で司会として活躍。現在はNHK教育「住まい自分流 DIY入門」BS2「ペット相談」などに出演。食育や農業にも関心が高く、雑穀アドバイザー、野菜ソムリエ(ジェニアベジタブル&フルーツマイスター)などを取得、2007年より古代米作りに挑戦。ブログ「半農への道」<http://omomo-lohas.blog.ocn.ne.jp/> 新潟県魚沼市出身。



梶 文秋 輪島市長

Fumiaki Kaji

(かじ・ふみあき) 1948年生まれ。民間企業の社員、輪島市職員を経て、1991年から、輪島市議会議員を2期務める。1998年、輪島市長に初当選、2期目に市町合併に伴い失職、2006年、新しい輪島市の初代市長に当選した。現在、石川県輪島漆芸美術館理事長、石川県過疎地域自立促進協議会会长。石川県輪島市鳳至町出身。

Coordinator

コーディネーター

室崎 益輝

総務省消防庁消防研究センター所長

Yoshiteru Murosaki

(むろさき・よしてる) 1944年生まれ。1977年に神戸大学工学部講師、80年に助教授、87年に教授となり、現在、名誉教授。98年から総務省消防庁消防研究センター所長。研究テーマは、建築物の防火避難設計、都市の防災安全計画、都市の災害復興計画など。国の中防災会議、兵庫県、神戸市防災会議などの専門委員。震災犠牲者の聞き語り調査を継続している。著書に「地域計画と防災」「大震災と地方自治」など。兵庫県尼崎市出身。

趣 旨

日本災害復興学会の立ち上げに当たって

災害復興学という学問領域は、まだ存在しません。私たちは簡単に「災害からの復旧・復興」と口にしますが、「復興」についての定義すら定かでないのです。ですが、わが国には狭い国土に2000もの活断層がひしめきあい、108もの活火山が手ぐすね引いて次なる活動に備えています。台風、竜巻、雪害、地滑り、さらには陸と海とのプレート境界から送りだされる津波と、古来、この列島は自然災害によって傷めつけられてきました。

関連死なども含め公式死者の6434人を超える犠牲者を出した阪神・淡路大震災では「都市化が災害を進化させる」ことを知り、新潟県中越地震では過疎化が進むムラの復興に巨額の公費を投じる意味を論じました。孤独死、二重ローン、震災障害者、県外避難、関連死……。震災は悲しい言葉をたくさん生み落としました。しかし、私たちは長い間、「自然には勝てない」とあきらめてきたのではないかでしょうか。もちろん、新潟地震の反省から制度化された地震保険、羽越水害の悲しみの中から生まれた災害弔慰金法、阪神・淡路大震災の被災地の叫びが実現させた被災者生活再建支援法と先人たちの知恵と努力で結実した支援の仕組みもわずかながら存在します。

首都直下地震、東海・東南海・南海地震という巨大地震の発生を前にいま、私たちは被災地の体験を共有し、教訓を紡ぎだして制度とし、社会の枠組みを捉えなおす作業を始めなければなりません。それがKOBEの仲間たちが生み出した「被災地責任」なのだと考えます。しかし、ことは容易ではありません。壊れたまちを、ムラを、人生を再建するのです。被災した地域を、打ちのめされた人々を再起させるための制度論、運動論、価値論、そして、なにより具体的な制度設計をするための技術論も必要なのです。法律学、行政学、金融・財政学、地方自治論、都市計画、社会学、歴史学、保険学、医学、看護学、建築学……と、あらゆる学問を総動員しなければなりません。NPO・NGO、メディア、コンサルタント、そして行政の現場でがんばる人たちの力も必要です。私たち、災害復興学を志す者は単に座して研究するのではなく、被災からの再生に取り組む人たちと手を結び、被災現場からのメッセージを全国に、次世代に伝え、やさしい社会を創りだすために力を尽くしたいと考えています。ぜひ、みなさま方の知恵とお力を貸しください。

発起人一同

2007年吉日

日本災害復興学会会則

第1章 総則

〔名称〕

第1条 本会は、日本災害復興学会 (Japan Society for Disaster Recovery and Revitalization)と称する。

〔本部・支部〕

第2条 本会には本部を置く。必要に応じ理事会の承認を経て支部を置くことができる。

〔目的〕

第3条 本会は災害復興学の確立と研究の向上に努めるとともに、被災体験の継承・被災地支援の交流をはかり、被災地の再建、被災者の再起に資することを目的とする。

〔事業〕

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 災害復興に関する学術的調査研究
- (2) 被災地・被災者の支援、交流
- (3) 研究発表会及び講演会の開催
- (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (5) 機関誌・その他刊行物の発行
- (6) 災害復興学の普及・教育の推進
- (7) その他本会の目的達成に必要と認められる事業

第2章 会員

[種別]

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 災害復興にかかる研究に従事、あるいは関心を有する者、被災地・被災者支援に携わる者、被災体験を語り継ぐとする者ら個人
- (2) 学生会員 災害復興または被災地・被災者支援に関心を有する学生・大学院生
- (3) 購読会員 本会の定期刊行物を予約購読する個人、または法人
- (4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人または企業、団体

[入会金・会費]

第6条 正会員、学生会員または購読会員になろうとする者は、会員の推薦を得なければならない。

- 2 賛助会員の入会は理事の推薦による。
- 3 会員は別に定める規定に従い入会金及び会費を納めなければならない。

[資格の喪失]

第7条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。または会員である法人が解散したとき
- (3) 除名されたとき

[退会]

第8条 退会しようとする会員は、会長に退会届を提出しなければならない。この時、未納会費がある場合は、それを全納しなければならない。また、一旦納入された会費は返却しない。

[除名]

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) この学会の名誉を傷つけ、またはこの学会の目的に違反する行為があったとき
- (2) この学会の会員としての義務に違反したとき

第3章 役員及び職員

第10条 本会に次の役員を置く

- (1) 理 事 20名以上25名以内(うち会長1名、副会長2名、常務理事1名)
- (2) 監 事 2名
- (3) 支 部 長 1名
- (4) 特別顧問 若干名

第11条 役員は、次に定めるところに従って選任する。

- (1) 会長及び監事は、正会員の中から選出し、総会で選任する
- (2) 副会長及び常務理事は理事の互選により選出し、総会で選任する
- (3) 会長以外の理事は、正会員の中から選出し、総会で選任する
- (4) 支部長は、理事の中から必要に応じて選出し、総会で選任する
- (5) 特別顧問は、必要に応じ、理事会の発議で選任し、総会で承認する

2 理事及び監事は相互に兼ねることができない。ただし、監事は理事会に出席できる。

[理事の職務]

第12条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職を代行する。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づき、事務局を主宰し、総会の議決した事項を処理する。
- 4 理事は理事会を組織して、学会の会則に定めるもののほか、この学会の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を処理する。
- 5 特別顧問は、理事会の求めに応じ、本会の活動・事業に対し意見を述べる。

[監事の職務]

第13条 監事は、本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 本会の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を召集すること

[任期]

- 第14条 本会の役員の任期は、3年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

[役員の解任]

- 第15条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事の過半数の議決により、会長がこれを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

[報酬]

- 第16条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員については有給とすることができる。
- 2 役員の報酬は理事会の議決を経て、会長が定める。

[職員]

- 第17条 本会の事務を処理するため、必要な事務局・職員を置く。事務局については別途定める。
- 2 職員は会長が任免する。
 - 3 職員は有給とする。

第4章 会議

[会議]

- 第18条 会議は、総会及び理事会(拡大理事会を含む)とする。
- 2 総会は、本会の最高議決機関であり、定時及び臨時に開催するものとする。

[総会]

- 第19条 定時総会は年1回開催するものとし、会長がこれを招集する。
- 第20条 臨時総会は、理事会が必要と認めた時に会長がこれを招集する。
- 2 正会員の5分の1以上の者が総会の審議事項を示して開催を要求したときには、会長は30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第21条 総会は正会員及び学生会員の総数の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

[総会の議長]

- 第22条 総会の議長は、会議の都度、出席会員の互選で定める。

[総会の議決事項]

- 第23条 総会は、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (2) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
 - (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

[総会の定足数等]

- 第24条 総会は、正会員及び学生会員の過半数以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、及び他の正会員に代理人として評決を委任した者は出席者と見なす。
- 2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

[会員への通知]

- 第25条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

[理事会の構成]

- 第26条 理事会は、会長、副会長を含む理事をもって構成する。

[理事会の招集等]

- 第27条 理事会は、会長が招集する。
- 2 理事会の議長は、会長とする。
 - 3 理事会の構成員の3分の1以上の者が、理事会の審議事項を示して開催を要求したときは、会長は理事会を10日以内に招集しなければならない。
 - 4 拡大理事会は、理事に研究会、各種委員会の座長、委員長、代表を加えて構成し、必要に応じて理事会が招集する。拡大理事会に議決権はない。

[理事会の議決事項]

第28条 理事会は、会長を補佐して次の職務を行う。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会議決を要しない業務の執行に関する事項

[理事会の定足数等]

第29条 理事会は、構成員の過半数以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、及び他の理事に代理人として評決を委任した者は出席者と見なす。

2 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 研究会・委員会

[委員会]

第30条 本会の活動を円滑に推進するために必要に応じて、研究会、委員会を置くことができる。

2 研究会、委員会の設置・廃止は理事会の議を経て、総会で承認する。

3 研究会は、第4条(1)の目的達成のために、必要に応じて置く。学会員以外の参加も認める。

4 委員会は、第4条(2)から(7)の目的達成のために、必要に応じて置く。

第6章 資産及び会計

[資産]

第31条 本会の資産は会費、寄付金及びその他の収入からなるものとする。

[会計年度]

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

[承認]

第33条 毎年度の予算、決算及び財産目録は、総会の承認を受けなければならない。

第7章 会則の改正及び解散

[会則改正]

第34条 本会則の改正は、理事会の議を経て総会で決定する。

2 総会における会則改正の議決は、出席者の3分の2以上の者の賛成を必要とする。

[解散]

第35条 本会の解散は、理事会の議を経て総会で決定する。

2 本会の解散には、総会員の3分の2以上の者の賛成を必要とする。

第8章 補則

第36条 本会則を実施するために、細則を定めることができる。

2 細則は、理事会の議を経て総会において承認されなければならない。

附則

第37条 本会則は、2007年2月3日より施行する。

第38条 本会設立時の役員の選出、会費、研究会・委員会の設置については準備委員会において定め、総会においてこれを承認するものとする。

第39条 事務局は当面、関西学院大学災害復興制度研究所（兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155）に置く。

CAMPUS MAP

Japan Society for Disaster Recovery and Revitalization

キャンバスマップ

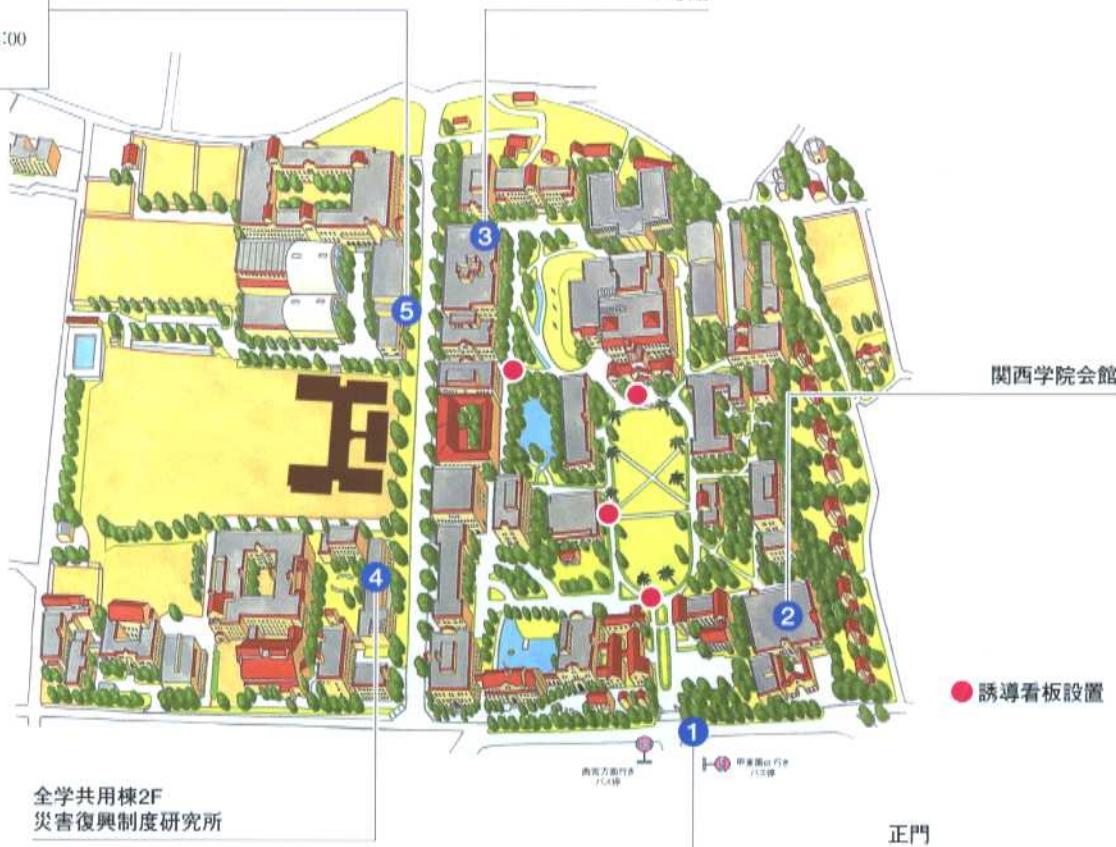
Nishinomiya Uegahara

西宮上ヶ原キャンパス

学生会館旧館1F
BIG・MAMA(食堂)

*昼食
14日(月・祝)11:00~14:00
営業予定

B号館



全学共用棟2F
災害復興制度研究所

Bus Guide

■関西学院前停留所 [発車予定期刻表]

経由・行先	甲東園				上ヶ原六番町→中村経由		愛宕山→中村経由		上ヶ原六番町→能登町経由		愛宕山→能登町経由	
	[21]	[25]	[27]	[29]	JR西宮→西宮北口	[21]	JR西宮→西宮北口	[29]	西宮北口→朝凪町	[22]	西宮北口→阪神西宮	[26]
系統番号	[21]	[25]	[27]	[29]								
9	07 11 19 30 39 55				24 36 48				誠12	34		
10	07 14 19 30 39 55				00 24 36 48				誠12	42		
11	06 25 39 55				00 32				誠12×47			
12	06 19 25 39 55				02 32				誠12×47	42		
13	06 25 39 55				02 32				誠12×47			
14	06 10 25 39 55				02 32				誠12×47	42		
15	06 25 39 55				02 32				誠12×47			
16	10 19 25 39 55				02 27 42			37	誠12			
17	10 25 30 40 41 55				02 27 42 57			48	誠12			
18	10 25 30 40 41 55				16 31 42 57			48	×07			
19	10 25 30 40 46 55				16 34 46 58			48	×07			
20	09 22 32 37 49				21 33 45 57			47	×12			
21	07 31 37 49				33 57			47	×11			

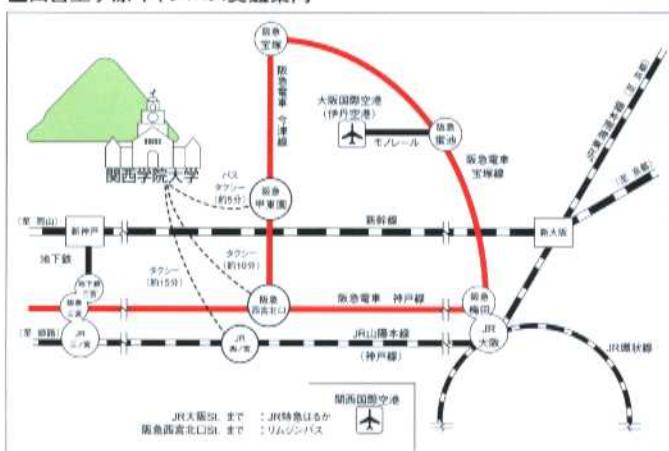
×印=[22]西宮北口止 誠印=西宮北口→JR西宮→誠成公倫会館→朝凪町

■タクシー案内

相互タクシー：0120-51-8484 阪急タクシー：0798-66-2717

ACCESS MAP

■西宮上ヶ原キャンパス交通案内



日本災害復興学会事務局

(関西学院大学災害復興制度研究所内)

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155
TEL.0798-54-6996 FAX.0798-54-6997